

議案第28号

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部変更について

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部を次のように変更する。

第7条中「4人」を「6人」に改める。

第17条の表中「東加賀屋1丁目2番16号」を「東加賀屋1丁目2番22号」に改める。

第21条第1項中「資本金」を「資本金の額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、大阪市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として大阪市が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定により大阪市からの出資に係る不要財産を大阪市内に納付した場合は、法人は同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

第21条第2項中「法第66条の2第1項に規定する承継される権利」を「大阪市からの出資」に改める。

別表 1 土地の表中

「

住之江区東加賀屋1丁目9番1	15,730.36
----------------	-----------

」

を

「

住之江区東加賀屋1丁目9番1（令和元年11月不要財産として大阪市内に納付）	14,592.02 (令和元年8月分筆)
住之江区東加賀屋1丁目9番3（令和元年8月同9番1から分筆）	1,138.30

」

に改める。

別表 2 建物の表大阪市立住之江診療所（平成30年4月「大阪市立住吉市民病院」から変更）の項中

「
病院
」

を

「
病院（令和元年11月不要財産として大阪市に納付）
」

に、「事務所(1)・倉庫(1)」を「事務所(1)・倉庫(1)（令和元年11月不要財産として大阪市に納付）」に、「事務所(2)」を「事務所(2)（令和元年11月不要財産として大阪市に納付）」に、「事務所(3)」を「事務所(3)（令和元年11月不要財産として大阪市に納付）」に、「倉庫(2)」を「倉庫(2)（令和元年11月不要財産として大阪市に納付）」に、「倉庫(3)」を「倉庫(3)（令和元年11月不要財産として大阪市に納付）」に、「倉庫(4)」を「倉庫(4)（令和元年11月不要財産として大阪市に納付）」に、「機械室」を「機械室（令和元年11月不要財産として大阪市に納付）」に、「ポンプ室」を「ポンプ室（令和元年11月不要財産として大阪市に納付）」に改める。

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣の認可の日から施行する。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

理事の定数、大阪市立住之江診療所の所在地及び法人の資本金に関する定めを改めるとともに、本市が法人に対し出資した資産の現況を明らかにするため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款（抄）

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事~~4人~~6人以内及び監事2

人以内を置く。

(病院等の設置)

第17条 法人が設置し、運営する病院及び診療所の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

病院及び診療所の名称	所在地
省 略	省 略
大阪市立住之江診療所	大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番 16号 <u>22号</u>

(資本金等)

第21条 法人の資本金の額は、法第66条の2第1項の規定により大阪市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、大阪市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として大阪市が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定により大阪市からの出資に係る不要財産を大阪市内に納付した場合は、法人は同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物に**大阪市からの出資**

については、それぞれ別表に掲げるものとする。

別表（第21条関係）

1 土地

地番	地積（㎡）
省 略	省 略
住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番 1（令和元年 11月不要財産として大阪市に納付）	<u>15,730.36</u> 14,592.02 (令和元年 8 月分筆)
住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番 3（令和元年 8 月同 9 番 1 から分筆）	1,138.30

2 建物

施設名等	所在	延べ面積（㎡）
省 略	省 略	省 略
大阪市立住之江診療所 （平成30年 4 月「大阪 市立住吉市民病院」から 変更）	病院(令和元年11月不 要財産として大阪市 に納付)	省 略
	事務所(1)・倉庫(1)(令 和元年11月不要財産 として大阪市に納付)	省 略
	事務所(2)(令和元年11 月不要財産として大 阪市に納付)	省 略
	事務所(3)(令和元年11 月不要財産として大 阪市に納付)	省 略

倉庫(2)(令和元年11月 不要財産として大阪 市に納付)	省 略	省 略
倉庫(3)(令和元年11月 不要財産として大阪 市に納付)	省 略	省 略
倉庫(4)(令和元年11月 不要財産として大阪 市に納付)	省 略	省 略
機械室(令和元年11月 不要財産として大阪 市に納付)	省 略	省 略
ポンプ室(令和元年11 月不要財産として大 阪市に納付)	省 略	省 略

備考 省 略

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

第8条 省 略

- 2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3-4 省 略